



# 消費者庁による 景品表示法の 運用と課題



昨年、高級ホテルのレストランのメニューに表示されていた食材と実際に出された料理に使用されていた食材が違っていたことが大きな問題になりました。この事件でみられたような「不当表示」を禁止しているのが景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)です。景品表示法は1962年に独占禁止法の特別法として制定され、長い間公正取引委員会が運用してきましたが、2009年に消費者庁が設立されたことに伴い、独占禁止法と切り離されて、JAS法、食品衛生法などとともに消費者庁が運用することになりました。消費者庁が設立されてから5年になりますが、消費者庁が景品表示法の運用を担うようになったことで、景品表示法の運用に関してどのような変化が生じたのでしょうか。

また、冒頭に述べたメニューの不当表示事件を契機に、メニュー表示のガイドライン(メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について)が今年3月に制定されました。ガイドラインの原案が出された段階で、サーモトラウト(和名ニジマス)を使った弁当を「鮭弁当」と表示してはいけないのかといったことが話題になりましたが、不当表示かどうかはどのようにして判断されるのでしょうか。

さらに、現在、景品表示法の改正に向けた作業が行われていますが、何のためにどのような点を改正しようとしているのでしょうか。また、改正によってどのような変化が生じるのでしょうか。

今回は、これらの問題を含め、消費者庁移管後の景品表示法の運用と、その中で見えてきた今後の課題について、わかりやすくお話していただきます。

発表者

小畑 徳彦

流通科学大学商学部教授

コメント

山田 務

筑波大学大学院  
ビジネス科学研究科教授

司会

横田 直和

経済法研究班主幹、法学部教授

聴講自由  
申込不要

日時

2014年 7月2日(水)  
14:30 ~ 16:30

会場

関西大学千里山キャンパス  
児島惟謙館 1階第1会議室

お問い合わせ先

関西大学 研究所事務グループ

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35  
TEL:06-6368-0329 FAX:06-6339-7721  
E-mail :hogakuken@ml.kandai.jp